

中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレート に対する不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査の開始

令和 4 年 1 1 月 2 4 日
関税・外国為替等審議会
関税分科会特殊関税部会
財 務 省 関 税 局

中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに対する不当廉売関税の現状

課税状況

- 中華人民共和国（注1）産高重合度ポリエチレンテレフタレート（注2）に対して、**不当廉売関税を課税中**。

課税期間	供給国	不当廉売関税率
平成29年12月28日 ～令和4年12月27日	中国	39.8%～53.0% (注3)

(注1) 香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。

(注2) 以下「高重合度PET」という。

(注3) 供給者によって税率が異なる。

貨物の概要

- 名称：高重合度ポリエチレンテレフタレート
- 輸入統計品目番号：3907.61-000
- **協定税率：3.1%**、基本税率：4.6%、特惠税率：無税
- 外観：白色のペレット
- 主な用途：ボトルやシート



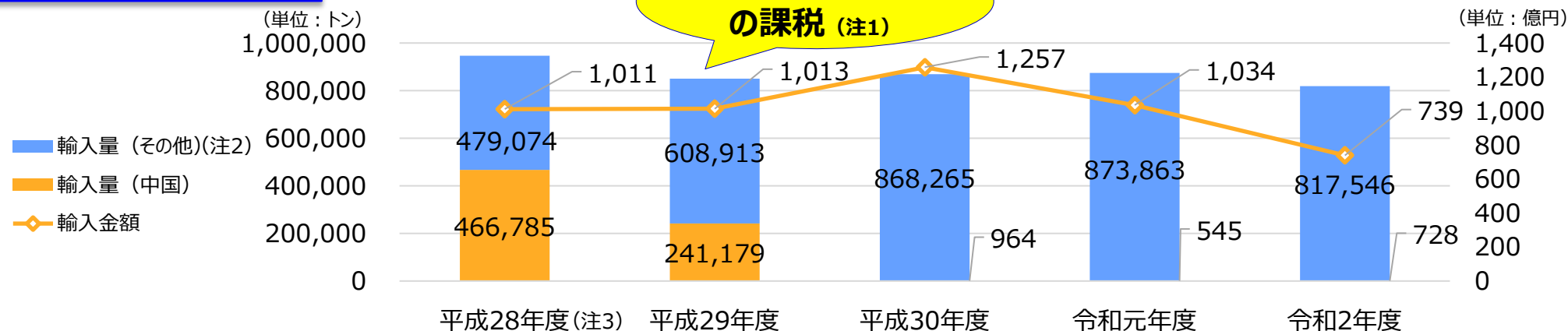
【外観】



【用途例】

(注) 写真は本邦産のもの
(写真提供：申請者)

輸入量及び輸入金額



(注1) 暫定措置：平成29年9月2日～、確定措置：平成29年12月28日～

(注2) その他は、台湾、タイ王国等

(注3) 平成28年4月～12月はHS3907.60で集計

出典：財務省貿易統計

調査開始の概要

- 令和3年12月3日、三井化学株式会社（注1）が中国産の高重合度PETに対する不当廉売関税の課税期間の延長（注2）（注3）を申請。

（注1） 高重合度PETの本邦における総生産高に占める申請者の生産高の割合は25パーセント超である。

（注2） 本邦産業の利害関係者は、課税期間満了の1年前までに延長申請が可能（関税定率法第8条第26項）。

（注3） 本調査は、関税定率法第8条第27項に基づく課税期間の延長に関する調査であり、同条第22項の税率の変更に関する調査ではない。

申請の概要

不当廉売された貨物の輸入が不当廉売関税の課税期間の満了後に再発するおそれ

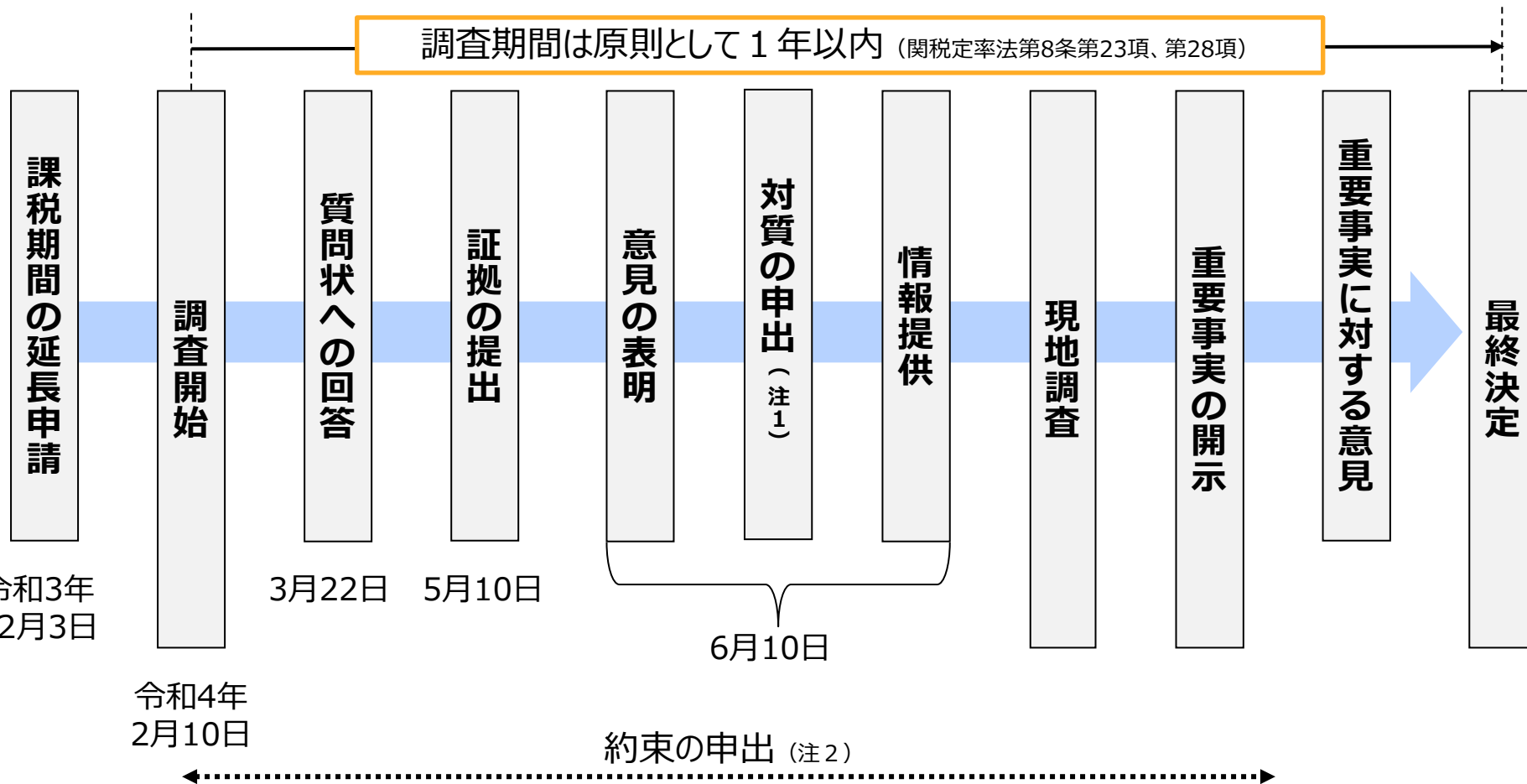
- 中国産品の第三国への輸出価格は正常価格を下回っている。
- 中国の供給者は余剰生産能力を有しており、当該供給国内及び海外において、その追加的な供給を吸収できる市場は存在しない。

本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が不当廉売関税の課税期間の満了後に再発するおそれ

- 中国産品が第三国への輸出価格と同一価格で本邦に輸入された場合、当該価格は国産品の国内販売価格を下回っている。
- 不当廉売関税の課税後も、本邦産業は、原材料費の上昇分を国内販売価格に十分に転嫁できていないことに加え、その販売数量及び営業利益は、それぞれ令和元年度以降及び平成30年度以降減少を続けている等、依然として脆弱な状態である。

調査開始のための十分な証拠があり、必要と認められたため、本年2月10日に調査を開始

調査手続きの流れ



(注1) 利害関係者は、意見が相反する他の利害関係者との対質を求めることができる。

(注2) 輸出者は、重要事実の開示の10日後まで、価格を修正する旨の約束又は輸出を取りやめる旨の約束の申出をすることができる。